

「租税条約上の受益者条項—カナダのPrévost事件連邦控訴裁判所判決と スイスのSwiss Swap事件連邦最高裁判決を検討して—」

中央大学商学部教授 阿部雪子

I 問題提起と構成

近年、世界的に租税条約上の「受益者 (beneficial owner)」をめぐって注目すべきいくつかの裁判例が現れている。そこでは、主として税条約上の「受益者」に当たるかどうかが争われている。「受益者」は、OECDモデル条約第10条(配当)、第11条(利子)及び第12条(使用料)に規定されているが、本報告ではこれらのうち第10条の配当に係る「受益者」概念を中心に考察することにした。

ところで、租税条約上の「受益者」をめぐりなぜ争訟が生じているのであろうか。租税条約は、主として国際的二重課税の排除と脱税の防止等を目的として締結される国家間の合意である。租税条約上、他方の締約国(源泉地国)の居住者が利子、使用料、配当といった所得を一方の締約国の居住者に支払う場合に、当該所得を受領する居住者が単なる受領者ではなく「受益者」として認定される場合には、源泉地国において租税条約上の特典が与えられるからである。いま仮に、その受領者が単なる受領者でなく受益者と認められる場合には、受益者は締約国の国内法において課される源泉課税の税率よりも低い軽減税率ないし免除が認められることになる。その意味で、(i)受益者をどのように定義すべきか、また(ii)当該条約に受益者条項がない場合にも、黙示的に受益者条項があるものとして解釈することができるか、(iii)受益者条項が租税条約上、どのような趣旨ないし機能を有するものであるのか、(iv)「受益者」の認定は法的基準により判断すべきか、経済的実質により判断すべきかといった解釈上の問題の検討が重要な意味をもつのである。

本報告は、かかる観点から「受益者」条項の意義や範囲について検討を加えることを目的とするものであるが、その意図は、わが国でも租税条約上、配当等の投資性所得につき源泉課税の減免の特典の適否をめぐって、多くの議論が交わされることが予想されるのであり、そのような事態が生ずる前に受益者条項の機能についてあらかじめ検討を加えておくことは有益ではないかと思われる。また、受益者条項の定義やその範囲の考察は、わが国が国際的に協調し、BEPSに有効に対処していくためにも有益な示唆を得ることができるものと考えられる。

そこで、受益者の概念が導入された歴史的経緯とOECDモデル租税条約及びそのコメンタリーにおける「受益者」概念の改正内容について確認する。次に、OECDモデル租税条約の趣旨ないし目的に沿って「受益者」条項がどのようなアプローチで適用されているのか、「狭義の租税回避防止規定」であるのか、「所得の帰属」のアプローチであるのかといった観点から、カナダのPrévost事件連邦控訴裁判所判決とスイスのSwiss Swap事件連邦最高裁判決を手掛かりに考察する。

II 受益者条項の導入の趣旨と機能

上述のとおり、受益者条項については多数の論点があるが、その導入の趣旨と機能は極めて重要な意義を有するものと考えられる。受益所有権の解釈方法は、世界的にも異なるように思われる。OECDも、この概念について一貫した解釈を示していない。OECDモデル租税条約の文言中には、「受益所有権 (beneficial ownership)」は、それが所有に関連性を有するものでなければならないという点を除き明確に示されていない。もっとも、「受益所有権」が導入された趣旨は、代理人や名義人が租税条約上の特典を主張することができないようにするためであり、真の所有者のみが租税条約上の特典を主張できることを確保する必要があったからである。この点は「受益所有権」に対する基本的な理解であると考えられる。

「受益所有権」は、もともと「subject-to-tax」の基準の代替基準であり、租税回避防止の規定というよりも、むしろ「所得の帰属 (attribution-of -income)」のルールとして意図されていたものと考えられる。その意味で、受益所有権の概念は、租税条約の目的である国際的二重課税の排除という考え方に基づいて、特定の者に対する「所得の帰属」との関連で重要な基準であるが、他方で、近年、「国際的租税回避の防止」の観点からの存在意義が高まっているように考えられる。

しかしながら、必ずしも、後者が中心的な役割ではないように思われる。「受益者」の概念は、1977年にOECDモデル条約に導入された時は、締約国の居住者が、利子、配当、使用料の所得を受領するときに源泉地国における源泉徴収税の軽減や免税といった課税上の条約特典を享受するための要件とされていた。その後、OECDモデル条約のコメンタリーにおいて、受益者の概念の範囲が拡大されて、導管会社の状況を含めることにより、受益者の概念が租税回避の文脈から解釈されるようになったものと考えられる。前述のとおり、租税条約における「受益所有権」の概念は、もともと「所得の帰属」のルールの観点から解釈することが重要であるが、租税条約が主として条約締結国間の二重課税を排除し、国際的租税回避と脱税を防止することを重要な目的としていることに鑑みると、この概念の解釈にあたってはその文脈から検討することが必要であろう。

III カナダのPrévost事件連邦控訴裁判所判決とスイスのSwiss Swap事件連邦最高裁判決

受益者の認定にあたっては、Prévost事件判決とSwiss Swap事件連邦最高裁が重要な示唆を提供するものと考えられる。Prévost事件は、カナダ所在のPrévost社から配当を受領したオランダの持株会社が当該配当金の一部をイギリスとスウェーデンの株主に対して配当したケースである。また、スイスのSwiss Swap事件は、スイス所在の法人から配当の支払いを受けたデンマークの銀行が欧米諸国の顧客とのトータル・リターン・スワップ契約に基づき配当金相当額を当該顧客に支払ったケースである。

双方の事件は、当該配当の受領者が「受益者」として認められるかどうか争われたものであり、Prévost事件連邦控訴裁判所判決は、受領者を法的な基準により判定し、オランダの持株会社は「受益者」に該当するものとした。また、Swiss Swap事件の連邦最高裁は、当該受領者につき法的基準に加えて経済的実質の観点から判定し、デンマーク銀行は「受益者」

に当たらないと判示した。いずれの判決も「所得の帰属」のアプローチから判断したものと考えられる。